

介護老人福祉施設 友喜苑（ショートステイ） 利用料金表

事業所番号 2970700429

1. 【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】 令和6年8月～ (1単位＝10円)

(予防給付)	要支援1		要支援2		
短期入所生活介護費	529単位/日		656単位/日		
連続31日以上利用した場合	503単位/日		623単位/日		
(介護給付)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護費	704単位/日	772単位/日	847単位/日	918単位/日	987単位/日
連続61日以上利用した場合	670単位/日	740単位/日	815単位/日	886単位/日	955単位/日
長期利用者提供減算	-30単位/日				
機能訓練体制加算	12単位/日				
若年性認知症受入加算	120単位/日（必要に応じて）				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日				
緊急短期入所受入れ加算	90単位（7日（やむを得ない場合は14日）を限度）				
送迎加算	184 単位/回		※五條市の一部（西吉野町、大塔町を除く）・御所市大淀町・下市町以外への送迎は、別途費用が必要な場合があります。		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の136/1,000 相当する単位数		所定単位数は（介護予防）短期入所生活介護費に各種加算を加えた総数とする。		

※介護保険負担割合証の内容に応じて、異なります。

2. 【食費 滞在費】

	滞在費	食 費	介護保険負担限度額認定証の交付が必要です。
基準額	2,066 円/日	朝食 昼食 夕食 320 円 740 円 740 円	
第1段階	880 円/日	300 円/日	生活保護受給者の方等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	880 円/日	600 円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	1,370 円/日	1,000 円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方
第3段階②	1,370 円/日	1,300 円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方

※介護保険負担限度額認定証の内容に応じて、金額が異なります。

3. 【その他の費用】

おやつ代	100 円/日
教養娯楽費	実費（グループ並びに個別に提供するクラブ活動および行事の費用）
嗜好品・個人の日用品費	実費（口腔ケア用品・入れ歯安定剤・嗜好飲料等）
理美容費	実費（カットの場合は1,700円）
クリーニング費	実費（家庭用洗濯機で洗濯できない衣類等に関し、必要となった場合）
電気使用料金	1コンセント毎30円/日として計算（持ち込まれた電化製品に限る）
複写費	1枚（片面）あたり10円（各種保険証、サービス提供の記録）
通信費	実費（郵便・通信に要した費用）

※利用料金は、下記（1. 2. 3.）の合計額となります。

1. {（【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】＋ 必要に応じた算定加算分）× 1.136（介護職員処遇改善加算）の利用日数分
2. 【食費 滞在費】段階別の費用 それぞれの利用日数分
3. 【その他の費用】の利用日数分 及び、その他必要分

※介護保険制度（介護報酬改正）や当事業所の都合により変更となる場合がございますので、あらかじめ ご了承下さいませ様にお願い致します。